

|                  |                                                                                                                                                                                                                   |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Title            | 〔労働法二三〕 病院ストと第三者に対するピケの正当性<br>(東京地裁昭和四〇年一一月一〇日仮処分判決)                                                                                                                                                              |
| Sub Title        |                                                                                                                                                                                                                   |
| Author           | 金子, 晃(Kaneko, Akira)<br>社会法研究会 ( Shakaihō kenkyūkai)                                                                                                                                                              |
| Publisher        | 慶應義塾大学法学研究会                                                                                                                                                                                                       |
| Publication year | 1966                                                                                                                                                                                                              |
| Jtitle           | 法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.39, No.4 (1966. 4) ,p.90- 97                                                                                                                       |
| JaLC DOI         |                                                                                                                                                                                                                   |
| Abstract         |                                                                                                                                                                                                                   |
| Notes            | 判例研究                                                                                                                                                                                                              |
| Genre            | Journal Article                                                                                                                                                                                                   |
| URL              | <a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19660415-0090">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19660415-0090</a> |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 〔労働法 一三三〕 病院ストと第三者に対するピケの正当性

順天堂大学事件  
東京地裁昭和三十六年(ロ)第二、一四五号  
昭四〇〇仮処分判決  
労働経済判例速報第五二一、五五三合併号

【事実】 被申請人は、医学等の研究、教育を目的とし、順天堂大

学および看護学院を設置し、医療法に定める総合病院たる大学医学部附属順天堂医院を開設する学校法人であり、申請人三ツ井および松田は、被申請人に雇用され、それぞれ大学医学部神経科教室の精神医学的ケースワーカー、医院整形外科の補助看護婦として勤務してきた。

ところで、被申請人は、申請人らに対し昭和三十六年二月七日付解雇通告書をもつて、予告手当を提供したうえ、同月九日限り解雇す

る旨の意思表示をした。

右通告書に記載された解雇理由は、組合は昭和三十五年一月以降種々な方法をもつて再三にわたり争議権の正当な範囲を逸脱した行為をなし、あまつさえ昭和三十六年一月二十五日および同年二月三日のストに当つては、病院の特殊性を無視して著しく違法なピケを張り患者および関係者の出入を妨害し、もつて診療業務、教育等に障害を与え、被申請人に不当な損害を加えたが、申請人らは組合の執行委員長あるいは副委員長として本件争議に関する一切の事項を企

画、指揮し、組合員および第三者をしてこれに参加させるとともに自らも実行したものであるから、就業規則に拠り解雇するといふのである。

申請人らは、本件解雇は、申請人らが組合の中心幹部として正当な組合活動を行なつたことに対する報復的不利益処分であつて、組合の弱体化を狙つたものであるから、労働組合法第七条一号の不当労働行為であり、また、申請人らには解雇されるべきなんらの事由もなく、そのうえ、解雇の根拠とされる就業規則は、労働基準法第一〇六条に反し当時従業員らに全く知らされていなかったものであるから、従業員に対し拘束力をもたないから、本件解雇は解雇権の乱用であるとして右解雇の意思表示は無効であると主張し、地位保全の仮処分を申請した。

右にいう争議行為とはおよそ次の通りである。

昭和三五年五月に開かれた都医協の大会において、最低保障賃金一〇、〇〇〇円、一律三、〇〇〇円賃上げ、年末手当最低基本給二ヶ月分の統一要求が決定され、同年秋統一闘争が開始されるや、組合はこれに参加し、一月九日、(イ)基本給一律三、〇〇〇円ベースアップ 最低一〇、〇〇〇円保障(中卒初任給) (ロ)年末手当二ヶ月プラス一律三、〇〇〇円 の要求を提出した。数度の団体交渉がなされたが、解決をみないまま組合は一月二十八日スト権を確立し、他方被申請人は「組合との団交が一月三〇日までによ結しない場合非組合員全員に年末手当並びに一時金相当額として二ヶ月プラス三、〇〇〇円を例年の通り一二月一〇日仮払いし、交渉が妥結した

時精算する予定である」旨組合および従業員一般に知らせた上、二月一〇日これを仮払いした。

本件解雇までの間、組合は、一月二三日、一七日、二三日、二七日、一月六日、一二日、一七日、二五日、二月三日の一〇回にわたり、半日ストを反復した。右各波スト実施中組合員および支援団体員によるピケを医院正面坂道に張つた。ピケ現場には「スト決行 午前七時から正午まで」「本日ストのため重患、急患、幼児以外の方は御遠慮下さい」「要求貫徹」「一律三千元ベースアップせよ」等記載した組合側のプラカード「立札」横断幕が掲げられ、ピケ隊は主として正面入口に通ずる東西両側坂道およびその頂上に位置を占め、その隊形は第八波までは概ね坂道に沿いその中央又は片側に僅か通行の余地を残して並んでいたが、第九、一〇波においては坂道の幅一杯に横隊を成して数層のスクラムを組んでいた。ピケ隊は各波を通じてしばしば労働歌やシュプレッヒコールを高唱し、またマイクを用いて外来者への宣伝、被申請人側への示威等の呼びかけを繰返して氣勢をあげていたが、労働歌の合唱等の際には、隊員がほとんど坂道一杯に拡がって通路を塞いでいた。かような場合でも、ピケ隊は必要の都度一人が通行できる程度の余地をあげた。ところで右ピケに対する組合の基本方針は、闘争の意義を患者その他一般世論に訴えることにその主目的をおき、患者らには通路を配慮しておくとの医労連の方針に従う建前であつた。具体的方針は、医師井上、主任看護婦ら組合員のみをもつて説得班を組織し、患者等外来者の応待、説得、通行の許可決定、通行証発行、苦情処理にあたらせ、

外部団員や説得班以外の一般組合員は直接外来者の説得をしないこと、説得は重患、急患、老人、幼児、妊産婦を除き外来者全員に對して行なうものとし、その方法は外来者に用件、病状等を尋ねたうえ、組合がストを行なう理由を説明するとともに、午後からはピケも解かれ医院の業務は正常に行なわれることや正規の面会時間は午後であること等を告げてその納得を求め、投薬のみを希望する患者には組合員が構内の保安要員と連絡して投薬取次等の便宜を図ること、なお、重・急患については、組合側が予め調査し又は外見上からそれと認められるもののほか、本人がそれと訴える者も重・急患として取扱うものとし、かような重・急患はもとより、重・急患に對する面会人や遠方から来たり説得しても立入りを希望する患者や面会人はピケを通過させること、ピケを通過する者には組合が用意した通行証を所持させること等であつた。なお、右組合の方針は完全に遵守されたとはいへなかつた。ちなみに、通行を阻止された外来患者が若干名あつた。

【判旨】 請申人の請求を認容。

一、認定した事実によれば、一〇波にわたり実施されたストに際し組合側が配したピケ隊の言動によつて、当該争議の第三者である外来患者、面会人、学生の院内への通行がある程度まで阻害されたことは明らかであり、とくにスクラム隊形、シュプレッヒコール等による示威、外来患者等の通行阻止の事例、外来患者と医師（被申請人側苦情処理班）との接触妨害等の言動は、専ら条理を尽した言論により相手の自主的判断に訴えて通行を思いとどまらせることを

旨とするいわゆる平和的説得の域を越えるものと認められる。

しかしながら、わが国における労使関係、とくにその争議方法の実態やストライキに對する一般市民の理解水準等の現状にかんがみると、上記のような平和的説得の方法のみによつては通行阻止等の目的を實現し難く、ひいてはストライキの実効を期待し得ない場合がまま存することは、容易に了解し得るところである。かような労使関係の实情に、ストライキが労働者の団体行動の重要なものとして憲法の保障する基本権に属することを思い合わせるならば、単にストライキに随伴するピケ活動が当該争議の第三者を対象とし、あるいは平和的説得以上の積極性を有するとの点を捉えて、一概にストを違法視するのは、當を得ない。すなわち、ピケの正当性の限界については、ピケに至る争議の背景、労使の対抗関係、実行手段における反社会性の強弱、使用者や第三者に与える実害の程度など諸般の事情を較量し、具体的場合に依じてこれを判断すべきものと考へる。

二、被申請人は第一波スト直前の一二月一〇日非組合員のみに對して年末一時金の仮払を行ないまた一二月二日以後組合の要求にかかわらず団体交渉に応じようとせず、翌年一月初組合に對して組合幹部との離間を策する趣旨の文書を郵送した。これらは労働組合法七条一号、二号、三号の不当労働行為と目さるべき疑が濃い。また被申請人は、各波スト時中正面広場にバリケードを設け、栄養課門以外の出入口を閉鎖して組合員の院内立入を阻止し苦情処理班を組織して積極的に患者の院内導入を図るなど、組合員の実事上のロッ

クアウト、ピケ隊の説得に対する妨害等の対策を実施した。

一方、組合側においては、各波スト実施の過程において、逐次大量の組合脱退者を出したにもかかわらず各波ストに際しこれら脱退者をも含めた非組合の正常業務への就労を妨害した事跡は全く認められず、ピケ活動の対象は、専ら外来者等の第三者及び説得妨害に出た被申請人側医師等に限局されていた。

叙上の点を考え合わせると、ピケ活動の主眼とするところは、外来患者等公衆に対する組合の争議目的の宣伝、団結の誇示にあつたものと認められ、非組合員に対しあえて就労阻止の行動に出なかつた点は、重症、急性の患者に対する安全保持への配慮から被申請人の医療機能を麻痺させることを回避する趣旨の前記基本方針にそつたものといふべく、その反面において、もし外来患者等の院内への通行をたやすく容認するならばストによる業務阻害の実行は失われる結果となることは、明らかである。さらに、被申請人の上記反組合的態度やピケ対策等の事実を考慮すれば、組合側のピケ活動が外来患者等の第三者に向けて行なわれ、またその方法においていわゆる平和的説得の範囲を越えるものがあつたとしても、この一事をもつて本件ストを違法と断ずるのは相当でない。

三、およそ診療を求めて医療機関を訪れる一般患者は医療行為の寸刻の遅延によりその生命自体に危険を生ずる虞の大きい重症あるいは急性の病状にある者はもとより、それほど差迫つた病状にない者であつても、自己の病状に関して、速やかに自ら選択した医師の診断を求め、必要に応じ適時の医療を受けることについて重要な利

益を有し、これらの患者に対しいわゆる平和的説得の範囲を越えて右利益を妨げるような言動に出ることは、医療機関のストに伴なうピケの場合であつても、原則として許されないものと解すべく、ただ本件の場合、前記特段の事情を考慮に入れると、前記認定の示威行動については、患者の積極的な反対意志までは抑圧するに至らないものとして、なお許容さるべきピケ活動の範囲内に属するものと認めるのが相当である。

右に述べた患者一般の有する医師の診療を受ける利益の重要性からすれば、上来認定の本件争議の特殊事情を考慮に入れても、暴行、脅迫に類する不当な實力を行使して患者の通行を阻止することはもとより、前記のような組合側の団結示威情況のもとにおいては余りに執拗にわたる口頭の説得も患者の反対意思を抑圧する虞があるものとして、また、前記のような重症・急性の病状にある患者（本人の自訴、外見等からそのことを知り又は知り得べかりし者）に対してはいわゆる平和的説得にとどまるものでも患者の生命、身体に危険を及ぼす虞があるものとして、いずれもピケ活動の正当な範囲を越えるものといふべく、さらに叙上の趣旨を推及すれば、現場における医師の患者の病状、診療の必要等に関する具体的意見を無視したり、その患者との応待を積極的に妨害する言動もまた、ピケの許容範囲を越えるものとするのが相当である。これを前記認定事実に即していえば、外来患者通行阻止の事例、医師と患者との接触に対する妨害は、正当なピケ活動としての限界を越えた違法のものといわざるを得ない。

右に判示する違法なビケ活動を随伴する限度において、本件ストもまた違法の非難から免れることはできないけれども、諸事情を斟酌すれば、その違法性の程度は、必ずしも悪質重大なものとはいえない。

四、重・急患とその他の区別は組合において進行抑止のための説得対象者を限定するにつきビケ隊員に示された内部的行動基準にすぎず、組合員らがビケに際し患者からその病状を聞いた上右基準判定の資料に供し、通行証発行、説得、通行阻止等の差別扱いの拳に出たとしても、右言動をもつて実質上もまた外観上も医師による診断行為でないしその結果による差別と目されるふしはなく、それが医師法一七条の禁止する「医業」に該当しないことは明らかである。

五、東京地裁は、被申請人が解雇事由として主張する本件争議におけるその他の争議行為の違法性につき判断し(省略)、次のように結論づける。

結局、本件争議において組合ないし組合員の違法行為と認められるところは、前記認定にかかる保安協定の不履行、ビケ現場における医師患者の接触妨害・重急患等の阻止及び都知事、理事長、総務課長を非難侮辱するビラの貼付の諸点に止まり、その情状において悪質重大といえないことはそれぞれ叙上のとおりである。

本件争議が相当長期にわたり、かなり熾烈であつたことは以上認定の諸事実から明らかであり、申請人兩名がそれぞれ組合の委員長、副委員長として、本件争議を企画、決定、指導あるいは実行し、中心的役割を果たしたことは当事者間に争がないところであるか

ら、特段の反証のない本件において、叙上の違法争議行為を放置または認容していたものと推認され、その限りにおいて違法争議を企画、決定、指導した責任を帰せられることは免れないところであるが、被申請人が本件解雇通告書に記載し、あるいは本件弁論において主張する懲戒解雇の理由事実と対比すると上記申請人らの責に帰せらるべき違法事実が極めて少量軽微なものであつて、爾余の理由事実の大半は正当な組合活動の範囲に属するものと認められ、結局申請人ら解雇の主たる理由は、本件争議中における申請人らの正当な組合活動にあるものと認めざるを得ない。

したがつて、本件解雇は、労組法七条一号の不当労働行為として無効といわなければならない。

【評釈】判旨の結論に賛成。

本件の争点は多岐にわたり、東京地裁の判旨事項も、病院における争議行為の限界、病院ストと保安協定の意義、病院ストにおけるビケの限界、患者に対する組合員の説得と医師法との関係、争議行為と平和義務、リボン戦術、争議行為に附随するビラまきビラはり等にわたつてい。これらすべての点についてここで検討することはできないので、特に中心の問題である病院ストにおけるビケの正当性を中心として検討することにす。

一、第三者に対するビケとして問題となつた事件には、三越事件(東京地裁昭二九・二・二四決定)、岩田屋百貨店事件(福岡地裁昭三六・五・一九(東京都労委昭二九・七・二八命令)、判決、福岡高裁昭三九・九判決)がある。これらはいずれも民事事件であつて、組合幹部の解雇が問題とされた点で本件と同じである。三越事件および岩田屋百

貨店事件第一審判決はきわめて厳しい態度をとり、顧客は当該労使関係とは無関係な第三者であり、かかる顧客に向けてその自由を拘束することは正当な争議行為ではないとの立場に立っている。岩田屋百貨店事件の控訴審では、団結の示威による心理的な威圧を顧客に与えることは、正当な行為であり、さらに顧客は争議権の正当な行使としてのピケツティングを尊重することが要請されるとしている。

これに対して本件判旨は、わが国における労使関係、とくにその争議方法の実態やストライキに対する一般市民の理解水準等の現状に、ストライキが労働者の団体行動の重要なものとして憲法の保障する基本権に属することを理由に、単にストライキに随伴するピケ活動が当該争議の第三者を対象とし、あるいはいわゆる平和的説得以上の積極性を有するとの点を捉えて、一概にストを違法視するのは妥当ではないとして、ピケの正当性の限界を、ピケに至る争議の背景、労使の対抗関係、実行手段における反社会性の強弱、使用者や第三者に与える実害の程度など諸般の事情を較量し、具体的場合に依りて判断すべきであると述べている。しかし、本件ピケの対象が、第三者とはいっても、百貨店等における一般消費者とは異なり、患者であるところから、東京地裁は、患者一般の有する医師の診断を受ける利益の重要性からして、患者に対していわゆる平和的説得の範囲を越えて右利益を妨げるような言動に出ることは、医療機関のストに伴うピケの場合であつても原則として許されないとしている。とはいつても、「ただ本件の場合、特段の事情を考慮に入れる

と、本件示威行動については、患者の積極的な反対意思までは抑圧するに至らないものとして、なお許容される」と判示する。

ピケツティングが向けられる対象の相違に関連して、その合法性の限界に区分があることは一般に認められている。本件においては、病院に診療を受けに来る患者がその対象である。ところで患者は、使関係については第三者であるが、病院の事業活動の直接の相手方であり、患者の診療がその事業活動の中心である。したがつて、患者を病院から引き離すことは、病院の事業活動を直接に阻害することになる。このことが、いわゆる商品市場から使用者を切り離すという性格を有するとしても、いわゆる第二次ボイコットとは同一のものではない(有泉孝、労働争議の権的研究一八三頁)。むしろ、ストライキの実効性を確保するための対抗行為であり、ストライキと表裏一体をなすものである(岩田屋百貨店事件の控訴審判決)。ただし、判旨の述べているように外来患者等の病院内への通行をたやすく容認するならば、ストによる業務阻害の実効は失われる結果になるからである。したがつて、企業内組合としてのわが国の労働組合の労働市場に対する支配力の欠如、ストライキに対する一般市民の理解水準などを考えると、憲法が労働基本権として争議権を認めている立場からすれば、直接第三者に向けられたピケもある範囲内で認めないわけにはいかないであろう。したがつて判旨一は妥当な判断である。

それでは、患者に対するピケの正当性の範囲はどこまで認められるであろうか。判旨も述べているように、百貨店等における顧客たる一般消費者と異なり、「おおよそ診療を求めて医療機関を訪れる一

般患者は医療行為の寸刻の遅延によりその生命身体に危険を生ずる虞の大きい重症あるいは急性の病状にある者はもとより、それほど差迫つた症状にない者であつても、自己の病状に關して、速やかに自ら選択した医師の診断を求め、必要に応じ適時の医療を受けることについて重要な利益を有<sup>レ</sup>している。したがつて、かかる者に對するビケは、百貨店等における一般消費に對するよりは厳しく判断されることになる。

本件判旨は、一般患者に對するビケツティングの正当性の限界を、原則として平和的説得(専ら条理を尽した言論により相手方の自主的判断に訴えて通行を思いとどまらせる)におきながら、スト時における労使關係の事情によつては、患者の積極的な反対意志まで抑圧するに至らないものは正当性の範囲に入るとしている。

しかし患者に對する關係で、ビケの正当性を判断する場合に、スト時における労使關係が影響を与えるとしているのは妥当ではないと思われる。ただし、この場合問題となるのは、労働者の権利と患者の前記利益の調整だからである。むしろ、病院の特殊的性格を考慮に入れても、一般的には、患者の積極的な反対意思まで抑圧するに至らない場合は正当なビケツティングの範囲内に入るものといふべきであろう。とりわけ労働者が、自分たちの労働条件の不当を一般外来患者に訴えて、ビケラインの尊重を要請するための一時的阻止は認められなければならない。しかし、判旨も述べているように、重症、急性の病状にある患者(本人が自訴、外見等からそのことを知りまたは知り得べかりし者)に對しては、平和的説得も許されな

い。

二、ところで、特定のものの権利を侵害するが故に違法とされる爭議行為が、必ずしも常にあらゆるものに對する關係において違法とされるわけではない(吾妻光俊「労働法概論」三二九頁、高島良一「争議と民事責任」労働法講座第三卷五二八頁)。この点に關して、本判決をも含めて従来<sup>レ</sup>の判決は、第三者に對して違法なビケを、ただちに使用者に對する關係でも違法なビケとしているが、妥当ではない。第三者に對するビケの正当性の限界は、前述のとおり、もつばら第三者の利益と労働者の権利の調整から決定され、また本来第三者は正当に行なわれているビケツトラインを尊重することを要請されている(野村平爾「ビケラインにおける第三者」労働法ノ一とすならば、第三者に對して違法であつたからといつて、それをただちに使用者に對する營業妨害として組合の責任を追求することは妥当ではない。それでは第三者に向けられたビケがいかなる場合に使用者に對して違法なものとなるであろうか。

一般的には、使用者が通常受認することを要請される範囲を越えた場合には違法となるであろう。しかし実際には、各場合に應じて、当該労使關係を考慮に入れて個別的に判断することにならう。ところで、一般に使用者は第三者に對して正当に行なわれているビケによる損害はこれを受認する義務があり、また第三者はこのビケを尊重することを要請される。したがつてビケを尊重しない第三者に對し通行を阻止したとしても、これによつて第三者と結合することができないことから生じる損害は、使用者はこれを受認しなければならぬであろう。企業の性格によつて、第三者に要請される態

度に差があるとしても、それは当該第三者の有する利益の違いから生じるものであつて、使用者の受認すべき範囲に差はないであらう。これを本件について考えてみると、判旨が違法としてゐる点は、組合の方針に反して外来患者の通行を阻止した一〇数例の行為および被申請人側苦情処理班の医師と患者の接触に対する妨害行為である。前者は明らかに第三者に対する関係においては、患者の利益を侵害するものとして違法である。しかし使用者との関係において考えてみると、これら阻止された患者に対する診療行為が妨げられたからといつて、いまだ使用者の受認の範囲を越えたものとは考えられない。しかもスト当時の労使関係を考慮に入れるならば、裁判所によつて認定されているように使用者側には不当労働行為的態度および組合の説得活動に対する妨害行為があり、組合側はもつぱら外来患者に対する説得を目的としていたのであり全体的にみれば

### 〔最高裁判事例研究 三〇〕

昭三九八（最高民集一八卷四号五九七頁）

私文書の作成名義人の印影が当該名義人の印章によつて顕出された場合と文書の真正の推定

求償債権等請求事件（昭三九・五・一二第三小法廷判決）

Y<sub>1</sub>は、昭和三四年九月、金二〇万円を弁済期昭和三五年九月の約

これらは例外的な事例であるからむしろ本件において違法とされた行為はいまだ使用者との関係においては受認の範囲を越えた違法なピケといふことはできないであらう。したがつて違法であることを前提としてゐる点において判旨は妥当ではない。

三、ピケ活動と医師法との関係について判旨は妥当である。

四、東京地裁は、違法争議行為については組合の幹部責任を認める立場に立ちながら、本件においてはその違法性が薄いことを理由に、結局使用者の不当労働行為を認めている。幹部責任を認める立場については、すでに各方面から詳細な批判が行なわれているので、ここであらためて取り上げないことにする。

以上判旨の結論に賛成であるが、その理由づけに若干疑問の点がある。

（金子 晃）

で、A信用金庫より借り受けたのであるが、その際、XはY<sub>1</sub>の委託に基づき、Y<sub>1</sub>のAに対する債務につき保証をなし、将来、Xが代位弁済をした場合には、XのY<sub>1</sub>に対する求償債権に対し日歩七銭の遅延損害金の支払を受ける旨を約定し、Y<sub>2</sub>・Y<sub>3</sub>は、Y<sub>1</sub>のXに対する債務につき連帯保証をなした。ところが、Y<sub>1</sub>はAに対し弁済をしないの